平成２７年（フ）第４２９号
神戸市中央区琴ノ緒町１丁目６番１―502号
破産者　三丸　壽久
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年２月24日午前10時15分
平成27年12月８日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
群馬県館林市近藤町178番地の865
破産者　葉狩　弘明
1　破産債権の届出期間　平成28年２月３日まで
2　一般調査期日　平成28年３月３日午後４時15分
平成27年12月９日　前橋地方裁判所太田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４１号
山口県柳井市新庄326番地５
破産者　志熊　道子
異議申述期間　平成28年１月18日まで
平成27年12月９日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５５０号
広島市安佐南区東原１丁目９番46―５号
破産者　ベニーこと　チャンドラ，フェニーこと　ＴＪＡＮＤＲＡ　ＶＥＮＹ
免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
平成27年12月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９０号
千葉県浦安市弁天３丁目２番44―２号
破産者　町山　八徳
免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
平成27年12月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９１号
千葉県浦安市弁天３丁目２番44―２号
破産者　町山　信子
免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
平成27年12月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３０号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番９号
清算株式会社　株式会社ヒダカファイナンス
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区新川２丁目３番４号
清算株式会社　株式会社ＺＺＺ
代表清算人　本田　　洋
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１２号
本店所在地　高知市知寄町２丁目１番37号
清算株式会社　株式会社宿毛スーパーマーケット
代表清算人　川添　良宏
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３号
三重県志摩市阿児町鵜方2850番地109
清算株式会社　ワールド電子株式会社
代表清算人　平出　晋一
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　基本方針
清算株式会社は、平成27年６月30日をもって事業を停止しており、その後の営業を行っていない。そして、事業停止までに生じた売掛金はすでに回収しているので、現預金が協定債権の主たる弁済原資となる。
そこで、協定債権の弁済は、平成27年９月30日現在の現預金残高に、労働保険料還付金、法人税還付金及び預け金の返戻金に加え、ここから、公租公課（消費税、法人市民税、法人県民税）及び清算に必要な費用を控除した残額を、特別清算申立日である平成27年７月31日現在の元本債権残高を基準に、各協定債権者に対してプロラタで弁済することを基本方針とする。
もっとも、清算株式会社においては、平成27年３月及び同年４月に清算株式会社所有の不動産を売却して（根）抵当権者である一部債権者に担保弁済がなされ、また、同年５月に保証人である藤本忠一による一部代位弁済がなされたことにより、債権者間の元本シェア率が変動していたにもかかわらず、平成26年８月から平成27年６月（以下「調整期間」という。）に至るまでの間、平成26年７月31日現在のシェア率のまま元利金の弁済を行ってきた。
そこで、平成26年８月から平成27年３月までの８か月間は平成26年７月31日現在のシェア率に応じて、平成27年４月の１か月間は同年３月31日現在のシェア率に応じて、同年５月の１か月間は同年４月30日現在のシェア率に応じて、同年６月の１か月間は同年５月31日現在のシェア率に応じて弁済をすることが債権者間の公平に資すると判断し、調整期間中のあるべき弁済額を遡って算定し、この額と実際の弁済額との差額を本協定による弁済額に反映させることとする。
具体的には、各協定債権者について、平成27年７月31日現在の債権元本残高を基準としたプロラタ弁済額に、あるべき弁済額と実際の弁済額との差額を加減し、これによって算定された額を本協定に基づく弁済額とする。
第２　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算申立日の翌日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第３　弁済原資
1　弁済原資の算定
清算株式会社は、以下の⑴乃至⑷に記載する資産の合計額から、⑸乃至⑼に記載する公租公課及び清算に必要な費用を控除した残額である２億861万7826円を弁済原資とする。具体的な金額の明細については、別表１「弁済原資」記載のとおりである。
⑴　平成27年９月30日現在の現預金残高
⑵　労働保険料還付金
⑶　法人税還付金
⑷　預け金の返戻金
⑸　消費税
⑹　法人県民税
⑺　法人市民税
⑻　振込手数料
⑼　書類保管費用
2　出資金の放棄
清算株式会社は、三重県中小企業共済協同組合に対する出資金4100円を有しているが、これを払い戻すためには、平成28年６月に開催される総代会の承認を得る必要があるところ、それまで本特別清算手続を継続すると、本特別清算手続が長期にわたり、且つ、過大な労力と費用の負担が生じるため、これを放棄する。
第４　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、特別清算申立日の翌日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済
本協定認可決定確定後10営業日以内に、次の弁済額を各協定債権者に弁済する。
保証協会付債権に関し保証債務を履行したことにより生じた求償権については、保証債務履行時における求償金元本額を、それ以外の債権については、特別清算開始申立日現在の債権元本残高を基準債権額として、金２億861万7826円を基準債権額により按分してプロラタ弁済額を算定し、この